

津軽広域水道企業団津軽事業部請負工事成績評定公表要領

制 定 令和 3年 9月10日

改 定 令和 4年 4月 1日

(目的)

第1条 この要領は、「津軽広域水道企業団津軽事業部請負工事成績評定要領」第9条の評定結果の公表に関する事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、津軽広域水道企業団津軽事業部請負工事成績評定通知要領（以下「評定通知要領」という。）第2条に規定する工事成績評定通知書、項目別評定表、第4条第1項及び第6条第1項に規定する説明書並びに第3条第1項及び第5条第1項に規定する説明請求書とする。

(公表の時期)

第3条 公表の時期は、評定通知要領第2条の規定により受注者に通知した日から14日経過後速やかに公表するものとする。ただし、評定通知要領第3条第1項の規定により受注者から説明請求があったときは、評定通知要領第4条第1項の規定により受注者に回答した日以後速やかに公表するものとする。また、評定通知要領第5条第1項の規定により受注者から再説明請求があったときは、評定通知要領第6条第1項の規定により受注者に回答した日以後速やかに公表するものとする。

(公表の方法及び期間)

第4条 公表は、津軽広域水道企業団総合浄水場管理事務所において、当該工事に係る第2条に規定する書類（以下「評定通知書類」という。）の写しを閲覧に供して行うものとする。その場合の閲覧手続きは不要とする。

2 公表の期間は、公表を行った日が属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(閲覧場所等)

第5条 企業長は、設計図書の縦覧場所等任意の場所を閲覧場所として設定するものとする。なお、評定通知書類の管理は津軽事業部工事担当課で行うものとする。

(評定点の公表)

第6条 評定点のみの公表は津軽広域水道企業団ホームページにおいて行うものとする。公表の期間は、閲覧による公表を行った日が属する年度の翌年度の3月31日までとする。

附 則

この要領は、令和 4年 4月 1日から施行する。